



2026 年 7 月 30 日

各 位

会 社 名 コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 カリン・ドラガン
(コード番号 2579 東証プライム市場)
問 合 せ 先 執 行 役 員 宇佐川 智一
法 務 ・ リ ス ク 管 理 本 部 長
(Tel.0800-919-0509)

第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2026 年 7 月 30 日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 処分要領

(1) 処分期日	2026 年 8 月 20 日
(2) 処分する株式の種類および数	普通株式 1,614,300 株
(3) 処分価額	1 株につき 4,591 円
(4) 処分総額	7,411,251,300 円
(5) 処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬 B I P 信託口）
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、当社の取締役（以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社グループ会社の中長期的な企業価値向上および株価上昇への貢献意欲を高めること、また、国籍・経験などの観点から多様性に富む優秀な人材の採用競争力およびリテンションを強化するとともに、株主のみならず多くの利益意識の共有および企業価値向上のインセンティブを一層高めることを目的として、役員報酬 B I P 信託（以下「B I P 信託」といいます。）を活用した株式報酬制度継続について、2026 年 3 月 26 日開催の 2025 年度定時株主総会において承認を受けております。

本自己株式処分は、B I P 信託に対する金銭の追加拠出に伴い、当社が三菱 U F J 信託銀行株式会社との間で締結する信託契約（以下「本信託契約」といいます。）の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社に対し、本自己株式処分を行うものであります。（処分先の名称については、上記 1.（5）をご参照ください。）

処分株式数につきましては、株式報酬規程に基づき信託期間中に対象取締役に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数 171,268,593 株に対し 0.94%（小数点第 3 位を四捨五入、2026 年 6 月 30 日現在の総議決権個数 1,636,396 個に対する割合 0.99%）となります。

本自己株式処分により割当てられた当社株式は、株式報酬規程に従い対象取締役に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、流通市場への影響は軽微であり、処分株式数および希薄化の規模は合理的であると判断しております。

本信託契約の概要

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	対象取締役に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
受益者	対象取締役のうち受益者要件を充足する者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
信託契約日	2023年5月
信託の期間	2023年5月～2029年5月
制度開始日	2023年5月31日
議決権行使	行使しないものとします。

3. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため本自己株式処分に係る取締役会決議の前営業日（2026年7月29日）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社株式の終値である4,591円としております。これは、取締役会決議日直前の市場価格であるため、算定根拠として客観性が高く合理的であり、かつ、特に有利な処分価額には該当しないものと考えております。

なお、上記処分価額につきましては、当社の監査等委員会が、特に有利な処分価額には該当しない旨を確認しております。

4. 企業行動規範上の手続

本件の株式の希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

以 上